

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月以降は、B所在の会社C営業所において、営業所長として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、部下の運転する営業車に同乗して顧客先に向かう途中、後続車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同負傷について療養を続けていたが、不眠などの症状が続いたため、同年〇月〇日、D病院に受診し、「心的外傷後ストレス障害」と診断された。請求人によると、本件災害により強度の心理的負荷がかかったという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.1 外傷後ストレス障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①本件災害で重度のケガをしたこと、②本件災害が悲惨な事故の体験であったこと、③本件災害後無理して出勤しているのに部下からは気遣ってもらえず、逆に本社へのアピールだなどと悪く言われたこと、という3つの出来事について主張していることから、以下、検討する。

##### ア 本件災害で重度のケガをしたとする主張について

請求人は、車の助手席に座って移動中、同車がコンビニエンスストアの駐車場に入ろうとしたところ、後方から居眠り運転の車にノーブレーキのまま追突されて負傷し、翌日から全身の痛みやめまいの症状を自覚するようになり同症状が継続したとしている。なお、本件災害により請求人が車両内に閉じ込められるような状況にはなっておらず、救急車の要請も行われず、入院した事実も認められない。また、請求人の傷病名は、当初、頸椎捻挫、右腰部打撲傷、両足関節打撲症とされたものであり、平成〇年〇月〇日に「左排骨遠位端骨折」と診断され、同骨折も同年〇月〇日には癒合したとされている。

本件災害を、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「（重度の）病気やケガをした」に当たるとみても、上記のとおりその症状は軽く、平成〇年〇月〇日から同月〇日までは休業したものの、入院することもなく、会社に出勤することができたという状況に鑑みると、その心理的負荷の強度はせいぜい「中」とどまるものと判断することが相当である。

イ 本件災害が悲惨な事故の体験であったこと

請求人は、本件災害が、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に当たるとも主張するが、上記のとおり、本件災害は、事故の状況からみて悲惨なものであったとはいえ、請求人の主張を認めたとしても、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

ウ なお、請求人は、本件災害を原因として外傷後ストレス障害にり患した旨を主張し、D病院においては同診断名が付された意見書が出されているものの、上記のとおり、本件災害の内容及び事故後の請求人の対応からみて、本件疾病にり患したことが事実であるとしても、少なくとも業務上の事由によるものとはいえないものであり、請求人の主張は採用できない。

(4) 請求人が主張する出来事のうち、上記(3)③の出来事については、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。